

j
令和6年2月26日招集

令和6年 第2回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第2回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第2回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和6年2月26日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

2番	元 木 太 志	3番	大 江 弘 哉	4番	留 場 美 佐
5番	仲 野 孝 藏	6番	山 科 幸 子	7番	永 瀬 清 一
8番	石 山 一 穂	9番	栗 原 洋 幸	10番	芦 野 繁 美
11番	阿 部 昇	12番	寒 河 江 一 浩	13番	大 江 正 好
14番	加 藤 友 英	15番	中 谷 裕	16番	高 橋 浩 一
17番	東 海 林 光 輝	18番	門 脇 功		

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第2号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第22号 農用地利用集積計画について
- 第 9 議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第 10 議第24号 令和6年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について
- 第 11 議第25号 非農地の判断について
- 第 12 農地あっせん委員会の報告
- 第 13 農地転用委員会の報告
- 第 14 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農政主査兼係長	松 岡 義 朗	農地係長	後 藤 美智子
主任	杉 浦 ひとみ		

1. 議 長 農業委員会会長職務代理者 門 脇 功

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和6年第2回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、1番 清野周治委員、19番 菅原繁治委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

3番 大江弘哉委員、4番 留場美佐委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第1回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第2号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第11、議第25号非農地の判断についてまでの、1報告と7案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。松岡農政主査、お願いします。

【松岡農政主査】

令和6年、第2回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は16件です。

報第2号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 26 番 土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,641 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。解約後の利用：第三者に売却となります。

以下、受付番号 27 番から 4 頁の受付番号 41 番までの 15 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、23 件です。

議第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号 15 番 土地の所在：大字東根元東根字塔楽●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地積：1,570 m²他 4 筆。譲渡人住所氏名：東根市神町東一丁目●●●● ●●●●。事由：高齢化による経営縮小 経営面積：55 a。譲受人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大 経営面積：1,001 a であります。

以下、受付番号 16 番から 8 頁の受付番号 32 番までの 17 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号 33 番 土地の所在：大字島大堀下河原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：652 m²。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：10 a。借人住所氏名：東根市下川原一丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：168 a であります。

以下、受付番号 34 番から 36 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 37 番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：3,109 m²。貸人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●● ●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：286 a。借人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●● ●●●●。事由：新規就農、経営面積：0 a であります。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。

議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号1番 土地の所在：神町西一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：23㎡。申請人住所氏名：東根市神町西一丁目●●●● ●●●●。職業：農業 転用後の主要目的：建物底地部分、通路他、所要面積計が858㎡、備考として、併用地有であります。

以下、受付番号2番の1申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、7件です。

議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。14頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号2番 土地の所在：三日町一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：465㎡。譲渡人住所氏名：福島県伊達市中道●●●● ●●●● 職業：無職。譲受人住所氏名：東根市温泉町三丁目●●●● ●●●● 職業：公務員。転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、通路他、所要面積計が465㎡備考として 所有権移転であります。

以下、受付番号3番から15頁の受付番号8番までの6申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。16頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。17頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、42計画です。

議第22号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地

利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。18 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 12 番 土地の所在：中央東三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：523 m²。売人住所氏名：東根市神町東一丁目●●●● ●●●●。買人住所氏名：東根市中央四丁目●●●● ●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和 6 年 2 月 26 日、対価、総額：3,000,000 円、支払方法：現金、支払期限：令和 6 年 3 月 18 日、引き渡し時期：令和 6 年 3 月 19 日、買人の耕作面積は 213 a であります。

以下、受付番号 13 番から 19 頁の受付番号 19 番までの 7 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 46 番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,098 m²他 2 筆。貸人住所氏名：東根市宮崎二丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字蟹沢 2231 番地 4 株式会社 H I G U M A ファーム 代表取締役 熊沢儀行。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和 6 年 2 月 26 日、終期：令和 9 年 2 月 25 日、賃借料：10 a あたり 9,942 円、3 年新規、借人の耕作面積は 1,702 a であります。

以下、受付番号 47 番から 25 頁の受付番号 79 番までの 33 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。26 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 26 計画であります。

議第 23 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。27 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構です。

受付番号 1 番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,347 m²。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市六田二丁目●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 6 年 2 月 26 日、終期：令和 16 年 2 月 28 日、賃借料：10 a あたり 10,000 円 であります。

以下、受付番号 2 番から 30 頁の受付番号 26 番までの 25 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。31 頁をお開き下さい。

議第 24 号 令和 6 年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について

令和 6 年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準については、令和 6 年 2 月 7 日付で、東根市農作業賃金・機械利用料金標準策定協議会へ諮問し、別紙のとおり答申がありましたので、本会の議決を求めるものであります。32 頁をお開き下さい。

2 月 7 日に開催された、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会からの答申文であります。33 頁をお開き下さい。

答申されました令和 6 年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準（案）となります。

表は左から、作業名、単価、令和 6 年度（案）、令和 5 年度、摘要の順に掲載をしており、上段の表が農作業賃金、下段の表が機械利用料金となっており、令和 6 年度の金額をこの度提案するものであります。

なお、各作業名及び金額等については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。34 頁をお開き下さい。

今月の非農地の判断関係は、21 件であります。

議第 25 号、非農地の判断について

農地法の運用について、平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号 21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知により、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な別紙土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないことを本会において決定するものであります。

非農地の判断をする土地につきましては、農地法第 30 条第 1 項に規定する、利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地であることから、農地法の運用についての農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知のうち、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての判断基準に該当するか否かにより農地、非農地の判断を行うものであります。

基準につきましては、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で、農業的利用を図るための条件いわゆる基盤整備事業の実施等になりますが、それらが計画されない土地で、次に申し上げるどちらかに該当するものが、農地に該当しない非農地として、それ以外のものを農地とすると規定されております。

1 つ目が、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。2 つ目が、1 つ目以外の場合であって、その周辺の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。

35 頁をお開き下さい。

非農地の判断関係であります。

番号1 土地の所在 大字東根元東根字津河●●●●。地目 登記簿：田、現況：田、地積：1,329㎡他3筆。所有者住所氏名 東根市中島東通り●●●● ●●●●。以下、番号2から37頁の番号21までの20件につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

集計となります。東根地区、件数12件、筆数22筆、面積16,873㎡、東郷地区、件数5件、筆数16筆、面積9,509㎡、高崎地区、件数4件、筆数18筆、面積1,901㎡、合計：件数21件、筆数56筆、面積28,283㎡となります。

38頁以降は、非農地の判断関係を示す位置図になりますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上で、報告案件1件と、議案7件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第12、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。5番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【5番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、5番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を2月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたこのたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請18件、賃貸借権設定の許可申請4件、使用貸借権設定の許可申請1件、合計23件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る2月15日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号15番、16番及び19番から25番及び27番から32番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号17番の申請事由は、相手方の要望となります。受付番号18番の申請事由は、新規法人となります。受付番号26番の申請事由は、部分受贈となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号33番から36番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号37番の申請事由は新規就農であります。

なお、今月開催されました委員会において、新規法人として、株式会社やまのカタチ 代

表取締役 天野昂汰氏と、新規就農として、●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第3条申請については許可する事と致しました。

いずれの案件につきましても、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第13、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

8番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【8番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、8番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を2月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請2件、農地法第5条による許可申請7件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る2月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。

受付番号1番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、既存宅地に一般住宅を建築する際の建物の一部及び通路分を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号2番については、農振農用地内にある農地で、農業用施設として従業員用駐車場を整備するものであります。

農地区分(農用地区域内農地)「第2の1の(1)のアの(ア)」に該当

立地基準(農用地区域内農地)「第2の1の(1)のアの(イ) b」に該当

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。

受付番号2番、6番、7番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号2番及び6番は一般住宅、受付番号7番は長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号3番、4番、8番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種

農地となりますが、受付番号3番及び4番は、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲で、それぞれ駐車場、通路を整備、受付番号8番は集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) c(e)」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) e(e)」に該当

受付番号5番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、建築条件付売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当

なお、受付番号3番、4番、5番については、すでに農地以外の様相になっている事による追認案件であり、申請人より顛末書も提出されております。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、農地法第4条による許可申請の受付番号1番及び2番、並びに農地法第5条による許可申請の受付番号3番から8番の案件については、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

なお、農地法第5条による許可申請のうち、受付番号2番の案件については、資金を証明する資料が証明書としてみなされないことから、農地法第5条第2項第3号「農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力があると認められない」に該当するため、許可不相当の意見を付することの意見の一致をみております。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第14、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 19 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、9 番栗原洋幸委員が、議第 22 号農用地利用集積計画について、5 番仲野孝藏委員、8 番石山一穂委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【2 番 元木太志委員】

2 番元木です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 19 号については、経営規模拡大、相手方の要望及び新規就農、新規法人によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 20 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 21 号については、農地転用委員会の報告と同様、受付番号 2 番を除く 6 件については、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。受付番号 2 番については、許可基準を満たさないことから、許可不相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 22 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 23 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 24 号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第 25 号については、森林の様相を呈しているなど、非農地の要件を満たしていることから、非農地として決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いいたします。

【13番 大江正好委員】

13番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第19号については、経営規模拡大及び部分受贈によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第20号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第22号については、水田、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第24号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第25号については、森林の様相を呈しているなど、非農地の要件を満たしていることから、非農地として決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【11番 阿部昇委員】

11番阿部です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第19号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第21号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第22号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第23号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認

め、決定することの意見の一致をみました。

議第 24 号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 2 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第 19 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、採決致しますが、その前に、9 番栗原洋幸委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 19 号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 19 号については、許可することに決しました。

9 番栗原洋幸委員の復席を求めます。

9 番栗原洋幸委員に申し上げます。

ただいま、議第 9 号については許可することに決しましたので報告いたします。

次に議第 20 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第 20 号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 20 号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、採決いたします。お諮りいたします。

議第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地転用委員会、及び地

区委員会の審議のとおり、受付番号2番を除く6件については、許可相当との意見を付すること、受付番号2番については許可不相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第21号について、受付番号2番を除く6件については、許可相当との意見を付すること、受付番号2番については許可不相当との意見を付することに決しました。

次に、議第22号農用地利用集積計画について採決いたしますが、5番仲野孝藏委員、8番石山一穂委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第22号農用地利用集積計画について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第22号については、決定することに決しました。

5番仲野孝藏委員、8番石山一穂委員の復席を求めます。

両名に申し上げます。

ただいま、議第22号については決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第23号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、議第24号、令和6年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について、議第25号、非農地の判断について、以上3件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第23号から議第25号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第23号から議第25号については、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和6年第2回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 10 時 43 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員